

情報プラザ

羽幌町役場 ☎ 2 - 1211
インターネット
ホームページアドレス
<http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>
E-メールアドレス
kikaku@town.haboro.hokkaido.jp
町長室のメールアドレス
sawayaka@town.haboro.hokkaido.jp
ご意見お待ちしております

□町長との語り合いの場
『ふれあいトーク』
5人～10人くらいのグループで
開催日の10日前までに申込みを！

□出前講座（36講座）
『ほっと講座はぼる』
5人以上の団体やグループが
主催する学習会等に町職員が
講師として出向きます

☎お問合せ・申込み先
企画課広報広聴係
(内線252～254)

●ホタルの電話 ☎ 2 - 1310
1人でなやんで自分をイジメないで
かけてみよう『ホタルの電話』

募集



『こきりこ』会員募集中！

和気あいあいとした雰囲気の中で
唄や踊りを楽しみませんか

『こきりこ』とは、富山県平村から羽幌町に伝
わる「唄」と「踊り」の文化伝統芸能です。

羽幌町こきりこ唄保存会では、男女を問わず
会員を募集しています。

踊りや和楽器の演奏に興味のある方は、下記
の日時、場所で練習をしていますので、お気軽に
見学に来てください。

■練習日時／第2・4水曜日 午後7時から

■練習場所／中央公民館

▶連絡先／事務局 飯田さん ☎ 2 - 2606



お知らせ

戸籍の届出には 本人確認をするため 身分証明書が必要に なります

本人の知らない間に虚偽の届出により、戸籍
に不実の記載がされるのを未然に防止するため
のものです。

■対象となる届出

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届

■本人確認の対象者

届出を持参した者

■本人確認の方法

運転免許証やパスポートなど、写真が貼付さ
れている官公署発行の身分証明証。

身分証明書をお持ちでない方でも届出はでき
ますので、窓口申し出ください。(届出人に
対し、届出があったことの連絡をいたします)

▶問合せ先／町民福祉課総合受付係 (内線104)

観光

海鳥の楽園 天売島

出発日 6月7日(土)・6月14日(土)

料金 大人7500円
子供(6歳以上12歳未満)5000円

募集 各出発日共140名(最小催行50名)

日程 羽幌港16:45→天売港17:55→
夕食・ウォッチング(60分)→天売港
20:30→羽幌港21:40

申込・問合せ 観光協会(役場・商工観光課内)
☎2-1211(内線573・574)

日没を迎える夕暮れどきに、日中海上で過ごしていたウトウが島にある自分の巣穴を目指して帰ってくる。



ウトウ(ウミスズメ科)
天売島での繁殖数約60万羽

天売島はウトウの世界一の繁殖地で、その壮観な夕景を観察できるのは世界でも天売島だけです。

善知鳥

ウォッチングツアー

警察

☎2-2110

違法銃器の一扫

全国的にけん銃を使用した殺人、強盗などの凶悪事件や、暴力団などによる対立抗争事件が後を絶たず、住民が巻き込まれる事件も数多く発生しています。

また、最近ではインターネットを利用した違法銃器の売買が行われるなど、銃器の社会への浸透が心配され、情勢は深刻化しています。

あなたの家に旧軍用けん銃や違法な古式銃はありませんか

旧軍用けん銃は、形見や遺品であっても所持することはできません。

また、古式銃(火なわ銃・ピン打ち銃・管打ち銃等)でも、現代実包を発射することができるものは所持することができません。

発見した場合は速やかに最寄りの警察に届け出てください。

もし、そのままにしておくと犯罪に使用されたり、子ども達がもてあそんで事件、事故につながるおそれがあり、大変危険です。

.....

ご存じですか、自首減免制度

●隠していたけん銃を処分したい

●中身を知らずに預かった荷物の中からけん銃を発見した

正当な理由なくけん銃を譲り受けたり所持したりすれば犯罪ですが、自発的に捜査機関へけん銃を提出して申告した場合は、罪が軽減又は免除されます。

.....

けん銃情報をお寄せください

●けん銃を見た

●けん銃を持っている人を知っている

●インターネットなどでけん銃や弾が売買されている

など、けん銃などに関する情報やご相談は、どんな些細なことでも最寄りの警察署や交番、又はけん銃110番 なくせじゅう (011)233-7910 にご連絡ください。



旧軍用けん銃
(14年式)

農林水産

水産係 内線346

北海道漁船海難防止・水難救済センター全道大会

全道の救難所員による技術競技、救助訓練、街頭行進が行われます。

日時 / 6月26日(水) 午前9時

場所 / 羽幌港

5月1日～6月30日は「春期漁船海難防止強調運動」期間です

北海道の漁業は、海明けとともに各種漁船漁業とも活発になり、これに伴い漁船の衝突、転覆あるいは海中転落などの海難の発生が心配されます。

このような海難を未然に防ぐため、漁船や遊漁船などに乗る際には、海難事故に対し十分に注意して海難事故ゼロを目指してください。

6月1日～10日は電波利用保護旬間です

「みんなで使う電波だから、みんなにルールを知ってほしい」

電波の利用は、携帯電話の普及に代表されるように生活や様々な社会経済活動にとって不可欠なものとなっており、急速に増大しております。しかしながら、車輻に搭載された不法CB、不法アマチュア、不法パーソナルと呼ばれる多くの不法無線局が、消防・救急無線、防災無線等の重要無線通信に混信を与えたり、テレビやラジオに受信障害を与えるなど社会的な問題を起こしています。

このため、総務省では、広く国民に電波利用環境保護の大切さを訴えるため、6月1日の「電波の日」から10日間を「電波利用保護旬間」と定め、電波利用に関する周知・啓発活動を全国的に展開しています。

電波に関するお問合せは

- ▶北海道総合通信局
受付時間 8:30～17:00
(土・日及び祝日は除く)
不法無線局、混信・妨害
011-737-0099
- テレビ・ラジオの受信障害
011-737-0033
- 電波利用料
011-709-6000
- その他行政相談
011-709-3550